# 特定事業所集中減算 特段の事情の考え方(示し方)

例:居宅介護支援事業所における訪問介護への紹介率が高いケース

# 1 今回の例示における設定条件

(1)訪問介護サービスにおいて、期間内における特定事業所への集中率が80%を超えた。 全体の計画数 78 、特定事業所への計画数 73

 $73 \div 78 = 93.5\% \Rightarrow 94\%$ 

- (2) 当居宅介護支援事業所の通常の実施地域は6市町村。
- (3)実施地域内には6つの訪問介護事業所が所在。
- (4)特段の事情を、①特定の資格保有者が必要なケース②地域包括支援センターの困難事例の受け入れケース④地域ケア会議での助言を得た、と設定。



利用者の状況をリスト化し、各項目から正当な理由に合致するか検討した場合・・・

# 2 訪問介護利用者リスト(H30.4 月~H30.8 月)

	利用者氏名	住所	事業所名	正当な理由の有無と内容	計画数		
1		A市	A 訪問介護事業所	──①特定の資格保有者が必要な ──ケース	1		)
2	• • • •	A市	A 訪問介護事業所		4		
3	• • • •	A市	A 訪問介護事業所		5		
4		A市	A 訪問介護事業所		6		
5	• • • •	A市	A 訪問介護事業所		2		
6		A市	A 訪問介護事業所		5		
7	• • • •	A市	A 訪問介護事業所		1		
8	• • • •	A市	A 訪問介護事業所		6		
9		A市	A 訪問介護事業所		3	<b>&gt;</b> 55	(C)
10		A市	A 訪問介護事業所		5		
11		A市	A 訪問介護事業所	③事業所の廃止により他の居宅の利用者を受け入れたケース	4		
12		B市	A 訪問介護事業所	②地域包括支援センターの困難事例の受け入れケース	3		73 (1
13		B市	A 訪問介護事業所	③事業所の廃止により他の居宅 の利用者を受け入れたケース	3		
14		СЩ	A 訪問介護事業所	④地域ケア会議にて助言を受けたケース	1		
15		C町	A 訪問介護事業所	④地域ケア会議にて助言を受けたケース	6		
16		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2		
17		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	6		
18		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2		
19		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	1		
20		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2		
21		A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2		
22		B市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	3		J
23		A市	B 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2		
24		A市	B 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	3		
			合計		78	(A)	

### 〈リストを整理すると下記のとおり〉

Α	、全体の計画数	78
В	3 最高紹介法人「A 訪問介護事業所」への紹介数	73
С	B のうち、特段の事情による計画数	55

※特段の事情とは、利用者に必要なサービスとの関係上、介護サービス事業所を特定せざるを 得ない状況を指す。

#### 3 各項目から検討

#### [特段の事情を考慮した場合]

分母、分子より〈C〉を除外し、再計算する。

(73-55)÷(78-55)=78.2% ⇒ 79%減算なし

※仮に、上記が80%を超えていても、再計算時の分母が10件以下であれば、<u>正当な理由に該</u> 当し、減算なし

## [実施地域内における事業所数に着目した場合]

通常の実施地域内には6事業所所在しているが、特殊な事象があり、利用できる事業所が限 定される場合等は、事業所リストを整理する。

事業所名	理由	時期
A訪問介護事業所	特になし	-
B訪問介護事業所	特になし	-
C訪問介護事業所	特になし	-
D訪問介護事業所	定員に達しており、新規利用者の受け入れを制限している。	H27.4~現在
E訪問介護事業所	ほしくは体に中である 幸	H26.8~現在
F訪問介護事業所	実施地域を〇〇町のみに限定しており、△△市からの受け入れは 行っていない。	H25.4~現在

通常の実施地域内には5事業所存在するが、上記のため、実質的に利用できる事業所は3事業所に限定される。⇒正当な理由5の(2)に係る、正当な理由の1に該当し、減算なし。

※事業所毎に特段の事情を示す場合は、客観的な判断によるものではなく、当該事業所へ現状 を確認しておくこと。

# 【注意】

- 1 上記その1またはその2に係る、利用者毎の特段の事情や利用していない事業所の特殊な事情については、事後確認する場合がある。
- 2 利用者毎の特段の事情については、当該事由が発生した時点からの計画を対象とする。
- 3 事業所の特殊な事情に係る、通常の実施地域内の事業所数カウントについては、原則、判定期間全期間中を対象とする。